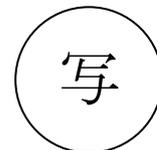


令和元年（2019年）9月25日開会

令和元年（2019年）第13回

茨木市教育委員会定例会

会 議 録



茨木市教育委員会

◆ 令和元年9月25日(水)第13回教育委員会定例会を南館6階会議室で開催した。

◆ 出席委員

教 育 長	岡 田 祐 一
教育長職務代理者	武 内 由 紀 子
委 員	片 山 正 敏
委 員	篠 永 安 秀
委 員	堀 村 佳 奈 子

◆ 本委員会に出席した者

教 育 総 務 部 長	乾 克 文
教 育 政 策 課 長	玉 谷 圭 太
学 務 課 長	堤 義 孝
施 設 課 長	中 井 教 純
社会教育振興課長	松 本 栄 子
歴史文化財課長	木 下 典 子
中央図書館長	吉 田 典 子
学校教育部長	加 藤 拓
学校教育推進課長	谷 周 平
学校教育推進課参事	尾 崎 和 美
教 職 員 課 長	岩 城 大 将
教育センター所長	足 立 英 幸
こども育成部長	岡 和 人
保育幼稚園総務課長	山 寄 剛 一
保育幼稚園事業課長	村 上 友 章
人 事 課 長	下 菌 真 一 郎

◆ 署名委員

教育長職務代理者	武 内 由 紀 子
----------	-----------

(令和元年 9 月 2 5 日 (水) 、午後 2 時 0 0 分)

議事日程 (令和元年第 1 3 回茨木市教育委員会定例会)

(於 : 市役所南館 6 階会議室)

日程	議案番号	件名	摘要
1		会議時間の決定について	
2		会議録署名委員指名について	
3		会議録の承認について	
4		諸般の報告について	
5	2 4	茨木市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則及び茨木市立認定こども園における給食等の実施に関する規則の一部改正について	
6	2 5	令和 2 年度使用学校教育法附則第 9 条に基づく拡大教科書の採択について	
7	2 6	職員人事について	
8			
9			
10			
11			

(1 4 時 0 0 分 開 会)

岡田教育長

ただいまから令和元年第 1 3 回茨木市教育委員会定例会を開会いたします。

本日は委員会を傍聴したいとの申し出がありますので、ここで入室していただきます。

それでは、傍聴者を入室させてください。

(傍聴者入室)

岡田教育長

本日の出席者は 5 名でありまして、会議は成立しております。

なお、本委員会には部長以下、説明員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 「会議時間の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後 4 時までといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本委員会の会議時間は午後 4 時までと決定いたします。

日程第 2 「会議録署名委員指名について」。

本件は、茨木市教育委員会会議規則第 1 7 条の規定により、武内委員をご指名申し上げますので、よろしく願いいたします。

日程第 3 「会議録の承認について」を議題といたします。

「令和元年第 1 0 回茨木市教育委員会臨時会会議録（案）」、「令和元年第 1 1 回茨木市教育委員会定例会会議録（案）」及び「令和元年第 1 2 回茨木市教育委員会臨時会会議録（案）」について、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、「令和元年第10回茨木市教育委員会臨時会会議録(案)」、「令和元年第11回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」及び「令和元年第12回茨木市教育委員会臨時会会議録(案)」については承認することといたします。

日程第4 「諸般の報告」を行います。

乾教育総務部長が報告

岡田教育長

それでは、以上の報告について、ご質問はございませんか。

篠永委員

私からは、企画展「タコも！カキも！ー弥生人のグルメな食卓ー」についてお伺いしたいと思います。開催期間2か月で、入場者数が2,320人ということで、盛況だったと思います。すごく話題性のあるタイトルで、おもしろいなと思って見ているんですけども、来場者の方の素朴な疑問とか、反響はいかがだったでしょうか。

また、カキはすぐそばからとれていたということなんでしょうか。弥生時代と今はかなり地形も違うので、そのあたりから推察すると、かなり際のところまで海だったのかなと思うわけなんですけども、ちょっと勉強不足で私もわからなかったんですが、いかがでしょう。

木下歴史文化財課長

まず、反響についてなんですけれども、今回は例年5月、6月に開催しておりました企画展を、子ども向けということで、学校が夏休みになる期間に行いました。子どもたちにたくさん来場していただきまして、反響としましては、やはり勉強になったということや、また参加したいということですか、また次の展示も楽しみにしていますというような意見をいただいております。

カキが、ここ東奈良でとれていたのかどうかということなんですけれども、恐らく、物々

交換という形で、何らかの取引によってもたらされたものであると考えております。

武内委員

同じこの企画展の件なんですけども、子どもの体験学習ということで、いろんなことが体験できるような企画を考えていただいていると思うんですけど、これはどなたか指導してくださるのか、それとも職員の方がそういう知識を持っておられて、指導して下さっているのか、どんな感じなんですか。

木下歴史文化財課長

子ども体験学習の、ミニチュア銅鐸をつくろうと銅鐸鑄型石鹼づくりについてですけども、ミニチュア銅鐸をつくろうにつきましては、キットと言いますか、シリコン鑄型というのがありまして、こちらは何度か実施しているものになります。資料館におります学芸員ですとか文化財調査担当員が付き添いまして、子どもたちに指導を行っております。また、当日は文化財資料館のボランティアの方にも数名お越しいただきまして、お手伝いという形でお願いしております。

同じく、銅鐸鑄型石鹼づくりにつきましても、シリコン型がありまして、そこに石鹼の材料を流し込んで、既に職員が銅鐸鑄型の形の石鹼をつくっております。当日はその銅鐸鑄型等の説明をした上で、模様を描いてもらうということで実施しました。この日も同じように、職員もちろんついておりますし、文化財資料館のボランティアの方にもご協力をいただいております。

武内委員

それと、もう1つ、この弥生土器でごはんを炊こうという体験学習は、おもしろそうなので、実際に火おこしをするんですね。お米は用意されたものだと思うんですけど、それを炊いて、おいしいごはんができて、みんな、試食とかできたんですか。

木下歴史文化財課長

こちらの弥生土器でごはんを炊こうという体験学習ですけども、委員がおっしゃってましたとおり、実際に火おこしの道具ですね、棒と板だけのもみぎりですとか、ちょっとひもがついた回転数を上げるもの、まいぎりといった道具を実際に体験してい

ただいた上で、土器でお米を炊こうという体験学習になっております。

武内委員

それで、おいしいごはんができたんですか。

木下歴史文化財課長

ごはんは炊きあがりましたが、あくまでも、弥生土器でごはんを炊くというのを見ていただくものとして実施しました。

武内委員

試食とかはないんですか。

木下歴史文化財課長

基本的に、試食は行いませんでした。

片山委員

8月17、18日に、子どもセミナーを青少年センターでされていますね。大学生と遊んじゃおう！という内容で、大学生とは、だいぶ年齢的にはかけ離れていると思いますが、どのくらいの年齢の方がお集まりになって、どういう内容、どういう狙いでね、こういうことを企画されたのか。そのあたりを教えてくださいませんか。

松本社会教育振興課長

子どもセミナーの大学生と遊んじゃおう！ですけれども、こちらのほうは追手門学院大学の児童研究会から大学生20名に来ていただきまして、小学生と一緒に遊ぶというところで企画をしたものです。

それで、このセミナーのきっかけとしましては、大学生から、大学のサークルで、遊びを通して子どもたちに一定のルールを学んでもらったりするために、こういった仕掛けが必要かとかいうことに、子ども好きの学生が集まって取り組んでいるので、ぜひ茨木の小学生の子どもたちと一緒に遊ぶ企画をしたいというような申し出がありまして、昨年度から実施をしているものです。対象としている子どもたちは、小学生1

年生から6年生までです。当日、参加していただいた子どもたちは、やはり小学校1年生等、低学年の方の参加が多かったです。

あと、内容といたしましては、まさにタイトルどおり、大学生と子どもと一緒に遊ぶということですので、大学生が用意したゲームを小学生と一緒に実施をするということで、ジェスチャーゲームでありましたり、仲間づくりゲームであったり、最後はまたグループわけをして、それぞれ3つのコーナーの遊びを体験してもらって、最後に大学生対小学生でドッジボールを行ったというような内容になっております。2時間という長時間ではありましたが、大学生がテンポよく、進行をしていただいたということで、参加した子どもたちも終始楽しそうに、なごやかに過ごしていたという報告を受けています。

片山委員

大学生の方が、児童心理ということで、いろいろ研究されているので、うまく遊んでいただいたと思うんですが、子どもたちにとって、日ごろからされているような内容の遊びだったのでしょうか。どんな感想をお持ちだったと思いますか。

松本社会教育振興課長

遊びの内容なんですけれども、2人1組で実施をするものに関しましては、その絵がらが描かれた札を見て、30枚ほどのカードの中から制限時間内に見つけたりするのでありまして、大学生とじゃんけんをして、全員が勝ったら次のゲーム、なぞなぞとかそういうゲームに挑戦できるというようなものでありまして、頭の前方のみが見える段ボールをかぶって、歩いてハイタッチして、最後に空気砲でターゲットを倒すというような、いろいろ工夫したゲームを提供していただきました。子どもたちは終始、初めて体験するような、なかなか学校とか家では、子どもたちだけでは企画できないような、そういったゲームを体験することができて、満足をしていたというようところで聞いています。

片山委員

ありがとうございます。非常に楽しそうな企画だったと思います。昨年からということなので、続けてほしいというご希望が、子どもたちからも出たと思いますが、また

よろしく願いいたします。

堀村委員

この夏期シーズンファイナルキャンプに、先日参加させていただきました。夏期シーズンキャンプの報告、また大学生のキャンプカウンセラーの方のお話を伺い、またキャンプカウンセラーの方の輝くような笑顔を見て、この夏のキャンプが大変充実したものだったのだなと感じました。この青少年野外活動センターでのキャンプは楽しいだけでなく、教育キャンプとしての側面があるということで、実際に見せていただいて、コミュニケーション能力とか忍耐力とか、自己肯定感とか目的を達成する能力など、非認知能力と言われるものを学ぶ場としては最高の場だなと本当に感じております。今後も、これを、安全運営を確保して、長く継続していただきたいなと思うんですけれども、この9月7日以降はまだ9月中、シーズンが続いているかと思いますが、何か問題点とかはなかったでしょうか。

松本社会教育振興課長

ファイナルキャンプ以降ということですが、ファイナルキャンプ以降にも小学生5年生の自然体験宿泊学習が何校かあったのと、幼稚園の日帰りキャンプを受け入れたり、主催事業も1つ実施をしています。また、10月には、秋のキャンプフェスティバルということで、また一般の方を広く募集して、日帰りでキャンプ場の魅力を知ってもらうというような主催事業等の企画をしております。本年度は、特に風水害等による施設等への影響もありませんでしたので、また、閉鎖期間になります11月末までは利用等を受け入れながら、教育キャンプも含めて、また一般の人にも広く活用してもらえそうな形で実施していきたいと考えております。

堀村委員

ありがとうございます。

岡田教育長

それでは、以上をもちまして諸般の報告を終わります。

日程第5 議案第24号「茨木市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則及び茨木市

立認定こども園における給食等の実施に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

岡こども育成部長

議案第24号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法等が改正されたことから、茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例において、家庭で保育を受けることが困難である児童の保護者からは預かり保育料を徴収しない旨を定めたこと、また、定期利用による預かり保育を利用できるようにするため、預かり保育の対象者の見直しを行うことから、所要の改正を行うものです。

第1条では、「茨木市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則」につきましては、定員を定める規定等における「月額区分による預かり保育」を「定額利用による預かり保育」に改め、各様式における預かり保育の「月額利用」を「定額利用」に、すみません、先ほど「定額利用」と申しましたが誤りです。「月額区分による預かり保育」を「定期利用による預かり保育」に改め、各様式における預かり保育の「月額利用」を「定期利用」に改め、あわせて各様式の名称を改めます。

また、第2条では、預かり保育の定期利用の対象者を、子ども子育て支援法施行規則第1条の5の各号のいずれかに該当するものと規定します。

次に、第3条では、「茨木市立認定こども園における給食等の実施に関する規則」につきまして、間食の対象者を定める規定における「月額区分による預かり保育」を「定期利用による預かり保育」に改め、様式における預かり保育の「月額利用」を「定期利用」に改めます。

附則といたしまして、第1項では施行期日を定めており、預かり保育の定期利用の対象者の規定に関しましては、現在の利用者の不利益とならないよう、施行を令和2年4月1日としております。

また、第2項から第9項におきましては、経過措置及び申請手続に関する準備行為を定めております。以上でございます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

岡こども育成部長

この規則改正でございますけれども、先ほど申しました条例を、この9月議会に提案しております。その議決が9月27日になりまして、そちらの改正によって、こちらの規則も改正ということになるんですけれども、10月1日施行とする必要がございますので、今定例会に議案を提出させていただきます。

以上で、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

武内委員

本当に単純な質問なんですけど、この月額区分ということと、それから定期利用ということの違いとか、どんなふうに理解したらいいのか、私だけがわかっていないのかもしれませんが、少しわかりやすく教えていただけたらと思います。

村上保育幼稚園事業課長

すみません、補足で全体的に説明をさせていただきたいと思います。この10月から、教育・保育の無償化がいよいよスタートいたします。この趣旨ですけれども、3歳から5歳までのお子さんの教育・保育の費用が無償になると、あと、0歳から2歳の非課税世帯のお子さんが無償化の対象になっております。我々公立の幼稚園、認定こども園の3歳から5歳のお子さん、これは皆さん対象になってまいります。一方、保育所に行かれていますおさんは、保育の時間、標準時間が11時間あるんですけれども、それが全部無償化の対象になっていきます。一方、幼稚園のおさんは、現在でしたら9時から14時までの教育時間プラス、その後17時、18時まで預かりの部分があるんですけれども、この部分も含めないと不公平感が出てきますので、ここの預かりの部分も無償化の対象になるという制度の内容になっております。

そうした場合、今、公立におられるおさんは、いわゆる1号認定のおさんと保育要件のある保護者の方のおさんは2号認定ということで、預かりの月額を利用されている方が各認定こども園に、各歳児5人ずつおられます。この、働いているという

保育要件のある方についても無償化する必要がありますので、国は新たに施設等利用給付認定という、いわゆる新2号といわれる認定を取っていただいた方につきましては、この預かりの分もある一定額、無償化の対象にしようというのが今回のこの制度になります。

で、今回上げさせていただいているのが、この部分につきましても無償とするんですが、預かり保育料を定めますが徴収しません、徴収しないので無料になりますということと、今回定めさせていただくと、今まで、月額と言っていたんですけども、徴収しないのに月額という表現はおかしいよねということで、定期利用という言葉に改正をさせていただくというのが、今、委員からご質問があった部分になります。

大きく変わりますが、預かりの保育料、新2号認定の方については預かりの保育料を徴収しないというところで、2点目が、その月額利用という表現が定期利用という表現に変わるところが主な内容になってまいります。

岡田教育長

よろしいですか。

武内委員

説明いただいて、月額という意味と定期利用という意味の違いというのが、どうしてそういうふうな言葉を使われるのかというのは、よくわかりました。で、無償になるというのは、幼稚園だったら、その幼稚園の部分も無償になるんですか。で、その後の預かりの部分も、お仕事をしておられて預かり保育が必要だという方については無償になると解釈していいんですか。

村上保育幼稚園事業課長

幼稚園の部分全体について、公立、私立含めてお話しさせていただきます。その基本の部分、いわゆる教育時間にあてられる部分の上限が、2万5,700円を上限に無償化になります。公立はこの枠内に入っておりますので、皆さん、無償になります。プラス、預かり保育料の部分、月額1万1,300円部分が無償化の対象になってまいります。ですので、私立園とかで、もし高い金額の設定をされているところは、自己負担が幾らか発生してくる可能性がございます。ただし、公立の場合は徴収しな

いという形で今、条例を上程させていただいておりますので、これが通れば無償という形になってまいります。

武内委員

預かりの部分でね、お仕事をしていなくて、でもちょっと延長して預かってほしいというようなことは可能なんですか。それには費用が自己負担でかかってくるんでしょうか。

村上保育幼稚園事業課長

預かり保育の制度自体は今までどおりの運営を行ってまいります。ただし、費用は発生するんですが、新2号、保育要件のある方について認定を取られた方は、保育料を徴収しないという形になりますので、新2号を持っておられない方が預かり保育を利用する場合は、利用料を徴収いたします。

武内委員

なるほどね。はい、よくわかりました。

岡田教育長

よろしいでしょうか。ほかはどうでしょうか。

武内委員

内容がよくわかりました。で、これを読ませてもらっていると、結局、月額という言葉の方がふさわしくないで定期利用という言葉に変更するよという、そのことで改正するというふうに思っているんでしょうか。

村上保育幼稚園事業課長

今の委員のご指摘のとおり、月額を定期的に言いかえる部分と、預かり保育を利用された新2号の方の預かり保育料を徴収しないというところが大きなところになってまいります。

片山委員

保育料が無償になるということなのですが、次に、給食ですね、これはこれまでの取り扱い等に別段変わりはないということですね。

村上保育幼稚園事業課長

給食の取り扱いですが、一定の見直しを行っております。

岡田教育長

休憩します。

休 憩（14時31分）

再 開（14時33分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

岡こども育成部長

今回、こちらで提案させていただきます規則の中では、特に給食の扱い、月額とか定期利用という、その文言の整理はしておりますけれども、扱いは変わっていないんですが、参考で申し上げますと、今、9月市議会に議案として提案しています利用者負担額等の条例の中で、認定こども園における給食費の金額を、これまで実費という形で、主食、副食、間食というように一式で7,000円ほど徴収していたものを、保育所関係の、国が規定しています副食費の額が4,500円ということで示されましたので、主食費は保育所関係は1,000円、それから、従前も利用者から頂戴していた分で、4,500円については保育料に含めて頂戴するとなっていましたのを外出しして、保育料は無償化にしますが、実際に食に関する分については実費徴収させていただくということで4,500円とした関係で、実際には1,000円と4,500円で5,500円を頂戴するということになるんですけれども、認定こども園は、より実態に即した額を頂戴していたので、同じ保育の要件のある子どもたちの給食と

ということで、今回、7,000円くらいの何がしの分を、1,000円の主食費と4,500円の副食費、あわせて5,500円になるような形に、月額料金、あるいは1食当たりの料金を設定すると、済みません、細かい数字はちょっと今ないんですが、そういう見直しをかけております。この規則には直接規定がないんですが、利用者への影響といたしますか、利用料と食事の徴収額については見直しをしております。

片山委員

その額の見直しについては、また、別途、条例のほうで、改正を提案されるわけですね。

岡こども育成部長

今、申しました利用料の関係は、9月の市議会に提案させていただいております、利用者負担額等に関する条例の中でうたっておりますので、最終、27日の本会議のときに議決をいただくということになります。

篠永委員

10月からスタートということで、大変な準備を事前に着々と進めていただきましてありがとうございました。今の話、ご説明いただいた、いわゆる新2号という認定をとられた方が無償になるということでしたけども、現状、継続して同じようにという方で、新2号にスライド的に移るというのは、手続は非常に大変なんでしょうか。あるいは、新たな基準があって、その中で今までどおりに利用できなくなってしまうご家庭、あるいはそのお子さんが発生するんじゃないかという懸念を持ってはいるんですけども、そのあたりはうまいこといくなっているんでしょうか。ちょっと、わかる範囲で教えていただけますか。

村上保育幼稚園事業課長

現在ご利用いただいている月額利用者の方が、新たな新2号のイメージになります。新2号になりますと、就労要件といたしまして1日4時間以上、週4日以上、月64時間以上就労していただくというのが就労要件になってまいります。それに当てはまらない方が現在お二人おられます。このお二人の方につきましては、今回の規則改

正で、経過措置期間として今年度末までという、この半年間は経過措置期間を設けます。そのお二人は実は、次の3月で卒園される保護者の方ですので、その部分はクリアできているのかなと思っております。ただし、新年度の方につきましては、保育要件と同じ条件で新2号のほうを認定させていただきたいと考えております。

篠永委員

移行という期間で、市内にお二人、そういうケースがあるということで、そのご家庭、お二人のご家庭に対しても、制度改革に伴って移行期間ということで、そういう措置をとっていただいて、本当にありがたいことかなと思っております。一方、新年度に関しては、また新しい基準ということなので、混乱のないように段取りのほう、お願いしたいと思います。私からは、以上です。

岡田教育長

それではお諮りいたします。質疑を打ち切りましても異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第25号「令和2年度使用学校教育法附則第9条に基づく拡大教科書の採択について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

加藤学校教育部長

議案第25号につきまして議案説明いたします。

本件は、令和2年度に使用する学校教育法附則第9条に基づく拡大教科書の採択についてでございます。

附則第9条関係教科書とは、特別支援学校または小中学校の支援学級で、特別の教育課程を実施し、所定の学年の検定教科書を使用することが適切でない場合、学校教育法附則第9条に基づき採択することができる教科書のことであります。平成16年度より、小中学校の支援学級に在籍する児童・生徒のうち、視覚障害のある児童・生徒のために、検定済教科書の文字や図形を拡大等して複製し、一般図書として発行する拡大教科書の給与について、市町村教育委員会がこの拡大教科書を採択した場合、視覚障害のある児童・生徒に無償給与する措置がとられることとなっております。

附則第9条に規定される教科用図書に関して、本市では、必要に応じて採択することとなっております。次年度支援学級在籍予定の小学新1年生1名、新3年生1名、新5年生2名、中学新1年生3名が次年度の教科用図書について、拡大教科書を必要としております。したがって、当該児童生徒の教育条件の改善に資するため、別表のとおり拡大教科書を採択いただきますよう、お願いいたします。

以上で、議案説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

武内委員

小学校新1年生の人に関しては国語、算数の2教科だけで十分なんではないかということと、それから小学校新3年生の方についても、この教科の分を使用するということが、

30ポイントって結構大きいのかなって思うんですけど、ほか、使用する教科書の拡大教科書がないので、これだけの教科になっているのか、それともあるけれども何らかの形でそれは使用しなくても指導できるということで希望されていないのか、ちょっとほかの学年の方もそうなんですけれども、そのあたりのことについて、ちょっと説明をお願いします。

尾崎学校教育推進課参事

それぞれの子どもさんが必要とされる教科を申請していただいています。特に、拡大教科書がないというわけではありません。小学校1年生から使うというのが、今までにはあまりない形だったのですが、このお子さんで言いますと、手術を受けられて、主治医の先生が拡大教科書の使用を勧められたということです。全く読めないわけではないのですが、やはり文字がたくさんあるとちょっと読みづらい部分もあって、大きいと読みやすいということで、保護者の方とも相談されて、国語と算数ということを決めておられます。ほかの方もそういう子どもさんの実情に合わせて、選んでいただいております。

岡田教育長

ほかにご質問はございませんか。

それではお諮りいたします。質疑を打ち切りましても異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第26号「職員人事について」を議題といたします。

武内委員

この議案第26号は人事案件ですので、非公開でお願いしたいと思います。

岡田教育長

ただいま、武内委員のほうから非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。よろしいですか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては非公開といたします。

関係者以外の方の退室をお願いいたします。

傍聴者の方も退室をお願いいたします。

<非公開>

岡田教育長

それでは、ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、会議日程は全部終了いたしました。

令和元年第13回茨木市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(14時56分 閉会)

以上会議の顛末を記載し、茨木市教育委員会会議規則第17条によりここに署名する。

令和元年9月25日

茨 木 市 教 育 委 員 会

教 育 長 _____

署 名 委 員 _____

令和元年第13回茨木市教育委員会定例会事務報告

令和元年8月10日～令和元年9月13日

月 日	行 事 名	場 所	出 席 者	担 当 課
8月17日(土) 8月18日(日)	子どもセミナー(大学生と遊んじゃおう!) (参加者:63人)	上中条青少年センター	関係職員	社会教育振興課
8月10日(土) 8月11日(日・祝) 8月24日(土) 8月25日(日)	親子体験わくわくキャンプ (参加者:113人)	青少年野外活動センター	関係職員	社会教育振興課
8月13日(火) ～ 8月15日(木)	ジュニアリーダー研修会Bコース (参加者:72人)	青少年野外活動センター	関係職員	社会教育振興課
8月13日(火) ～ 8月15日(木)	高校生リーダーキャンプ (参加者:16人)	青少年野外活動センター	関係職員	社会教育振興課
8月13日(火) ～ 8月15日(木) 8月16日(金) ～ 8月18日(日)	中学生リーダーキャンプ (参加者:63人)	青少年野外活動センター	関係職員	社会教育振興課
8月19日(月) ～ 8月21日(水)	トムソーヤキャンプ (参加者:78人)	青少年野外活動センター	関係職員	社会教育振興課
8月10日(土) ～ 8月31日(土)	映画会 (開催回数:4回 参加者:延べ236人)	中央図書館	関係職員	中央図書館
7月3日(水) ～ 9月2日(月)	企画展「タコも!カキも!-弥生人のグルメな食卓-」(入場者数:2,320人)	文化財資料館	関係職員	歴史文化財課
9月7日(土)	夏期シーズンファイナルキャンプ (参加者:89人)	青少年野外活動センター	市長 教育長 武内教育長職務代理者 片山委員 堀村委員 関係職員	社会教育振興課
9月7日(土)	子ども向け工作等行事 (開催回数:2回 参加者:延べ53人)	中央図書館、水尾図書館	関係職員	中央図書館
8月10日(土) ～ 9月12日(木)	おはなし会 (開催回数:37回 参加者:延べ971人)	中央図書館ほか	関係職員	中央図書館